

下記の建築主については、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第16条第3項の規定により、同条第2項に基づく調整に出席するよう求められたにもかかわらず、これを正当な理由なく拒んだことから、その旨を同条例第33条第2項に基づき公表します。

平成25年12月26日

京都市長 門川大作

建築主の商号 ・本店所在地	建築計画の敷地の 地名地番	建築計画の 主な用途	出席を求められた 調整の日
株式会社ホテルパートナーズ 代表取締役 辻英隆	京都市左京区高野西開町36番地他	遊技場 (ぱちんこ屋)	平成25年 8月22日

(都市計画局建築指導部建築審査課)